

## 学区改編審議会委員の役割について

### 1. 目的（条例第2条）

学区の改編及びその実施に必要な事項に関し、酒田市教育委員会の諮問に応ずるため審議会を置く。

### 2. 組織（条例第3条）

審議会は、委員20人以内（現委員は12名）で組織する。審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内小・中学校PTA代表（5名）
- (2) 識見を有する者（7名）

### 3. 統合に関するスケジュールにおける審議会の役割

